

指定基金の健全化計画にかかる 行政からの連絡について(厚年)

対象先	DB年金	厚年基金	適格年金	退職金	DC
内容	法令通知	財政運営	資産運用	会計基準	その他

ご参考に厚年基金以外のお客様にも送付させていただきます。

ポイント

標記につき厚生労働省より以下の内容を地方厚生局宛に指示した旨の連絡がありましたのでご案内します。

- 指定基金の健全化計画は、「その後の状況変化により財政悪化の方向へ乖離した場合」には、厚生労働大臣宛に健全化計画の変更の承認を申請する必要がある。¹ この「財政悪化の方向へ乖離」については、「各年度において、決算結果に基づく積立比率²と、健全化計画における当該年度の積立比率とを比較し、決算結果に基づく積立比率が少しでも健全化計画における当該年度の積立比率を下回っている場合」が該当する。
- 上記に該当した場合には、11月末日付で厚生労働省（大臣）より基金宛に健全化計画の変更を求め、2月末日までに基金は健全化計画を再策定して提出する必要がある。

決算時点の積立比率の比較のみで健全化計画の変更の要否が決定される模様ですが、詳細は今後行政確認予定です。（例えば当該決算に基づく積立比率が悪化した場合でも健全化計画の「承認基準³」を満たすケースなどは変更不要ではないかと考えられます。）

- 1 「厚生年金基金に係る厚生年金保険法第178条の2に基づく厚生労働大臣の指定及び健全化計画の承認について」平成17年8月9日年発第0809001号 第四
- 2 最低責任準備金に対する積立比率（以下同様）
- 3 健全化計画の初年度の前年度に比べて、健全化計画の最終年度における最低責任準備金に対する純資産額の比率が上昇すること

以上